

しましんTKC連携ローン

島田信用金庫

平成29年3月24日現在

1. 名称	・「しましんTKC連携ローン」									
2. 融資対象	<p>(1) 業歴3年以上経過している事業者でTKC静岡会会員と顧問契約を結んでから1年以上経過しTKCの財務会計システムを利用している事業者</p> <p>(2) 直近決算において原則「債務超過」でない事業者</p> <p>(3) TKC静岡会会員の関与先事業者であり、TKC静岡会会員から紹介を受けた事業者</p> <p>(4) 貸金業、金融業、公序良俗に反する疑いのある事業者及び銀行取引停止処分を受けている事業者は対象外とする。</p> <p>(5) TKC会員税理士と連携し事業性評価シートを作成した事業者（信用格付A4～Cの場合）</p> <p>(6) 月次試算表による定期的なモニタリングを可能とする事業者（信用格付けA4～Cの場合）</p>									
3. 資金使途	・運転資金、設備資金									
4. 融資金額	・1企業あたり5,000万円以内（しましん税理士連携ローンと合算で5,000万円限度とする。）									
5. 融資形式	証書貸付									
6. 融資期間	<p>・1ヶ月以上、最長84ヶ月以内 但し運転資金60ヵ月以内 設備資金84ヵ月以内</p> <p>反復利用可。保証協会扱いは保証協会の定めによる。但し、都度、当該TKC静岡会会員の紹介状を必要とする。</p>									
7. 返済方法	・元利均等毎月返済又は元金均等分割返済									
8. 据置期間	・元本返済の据置は認めない。但し、設備資金に限って1年以内まで認める。									
9. 融資利率	<p>①当金庫信用格付（修正後）にてA1～A3ランクに該当する場合 融資利率は、新短期プライムレートに連動した変動金利の取扱いとし、取引振りや他行競合状況により審査部と協議の上、金庫所定の最優遇金利から更に最大2.000%の金利優遇を認める。</p> <p>②当金庫信用格付（修正後）にてA4～Cランクに該当する場合 融資利率は、金庫所定の基準金利とする。これに、下記の金利優遇幅を設定し、複数項目の該当を認める。但し、最大優遇幅は0.4%とする。</p> <table border="1" data-bbox="432 1532 1437 2027"> <thead> <tr> <th>優遇項目</th> <th>引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①会員税理士が策定支援した、経営改善計画書等があり、税理士事務所と連携した計画のモニタリング実施に取り組む。</td> <td>▲0.100%</td> </tr> <tr> <td>②「中小企業会計指針」または「中小企業会計要領」を適用した財務諸表を作成している。（チェックリストがNOとなる場合は所見欄に理由を明記する。） ※保証協会利用の場合は、保証協会所定の書式での確認も可とする。</td> <td>▲0.100%</td> </tr> <tr> <td>③税理士法第33条の2が規定する「書面添付」を実施している。</td> <td>▲0.100%</td> </tr> </tbody> </table>		優遇項目	引下げ幅	①会員税理士が策定支援した、経営改善計画書等があり、税理士事務所と連携した計画のモニタリング実施に取り組む。	▲0.100%	②「中小企業会計指針」または「中小企業会計要領」を適用した財務諸表を作成している。（チェックリストがNOとなる場合は所見欄に理由を明記する。） ※保証協会利用の場合は、保証協会所定の書式での確認も可とする。	▲0.100%	③税理士法第33条の2が規定する「書面添付」を実施している。	▲0.100%
優遇項目	引下げ幅									
①会員税理士が策定支援した、経営改善計画書等があり、税理士事務所と連携した計画のモニタリング実施に取り組む。	▲0.100%									
②「中小企業会計指針」または「中小企業会計要領」を適用した財務諸表を作成している。（チェックリストがNOとなる場合は所見欄に理由を明記する。） ※保証協会利用の場合は、保証協会所定の書式での確認も可とする。	▲0.100%									
③税理士法第33条の2が規定する「書面添付」を実施している。	▲0.100%									

	④「記帳適時性証明書」の添付があり、直近1年間の月次決算の状況が◎または○で確認できる場合	▲0.100%
	上記の合計（最大優遇幅）	▲0.400%
10.担保	・原則不要とする。但し、必要により有担保とする。信用保証協会扱いの場合は信用保証協会の定めによる。	
11.連帯保証人	・保証に関する事務取扱要領による	
12.遅延損害金	・遅延元本に対して、年14.5%とする。	
13.必要書類	(1) 原則3期分の税務署申告控（受付印のあるもの）、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び付属明細書 (2) 直近の試算表 (3) 3期比較経営分析表 (4) 関与TKC静岡会会員（公認会計士・税理士）の紹介状 (5) その他当金庫の融資事務取扱要領に基づく書類 (6) 金利優遇に必要な確認書類の写し（信用格付A4～Cの場合） (7) 事業性評価シート（信用格付A4～Cの場合）	